

制定：2007年07月21日

ISPE 日本本部旅費規程

第1条(目的)

ISPE 日本本部の活動は原則としてボランティアベースであるが、やむを得ない場合で、ISPE 日本本部の会員が ISPE の活動をする上で必要な旅費・交通費の実費を支給することが出来ることを規定するものである。職員の出張旅費規程は、別途、就業規則に定める。やむを得ない場合とは ISPE 日本本部のため相当な頻度の交通機関を使用した移動があり、ボランティアベースでは今後の対応が難しい場合である。

第2条(交通費の種類)

本規定は国内及び海外の交通費を対象とし、会長、副会長、事務局長、財務局長の事前承認を必要とし、海外出張については理事会に報告する。

第3条(旅費)

- (1) 交通費は実費支給とする。なお交通機関の利用にあたっては、常に効率的・経済的な利用を心がけなければならない。
- (2) JR 新幹線・在来線および私鉄を利用して1日片道行程 50km 以上の旅行をしたときは、「特急・急行料金」を支給できる。ただし、JR のグリーン料金は支給しない
- (3) 国内出張で出張効率を高める必要がある場合、事務局長の承認を得て航空機を利用することができる。
- (4) 海外出張時の旅費はエコノミークラスに限り、チケットの購入時点でもっとも安価なチケットの入手に努めるものとする。
- (5) やむを得ない場合および相当の理由がある場合にはタクシーを利用することができる。
- (6) 旅費は、原則として1ヶ月以内に清算しなければならない。

第4条(承認手続き)

承認手続きは別途職務権限表に定める。

第5条(有効期間)

本規定は2007年末まで有効であり、その後は第2条の承認基準を定める。

以上

服部 宗厚
2007.07.21.